

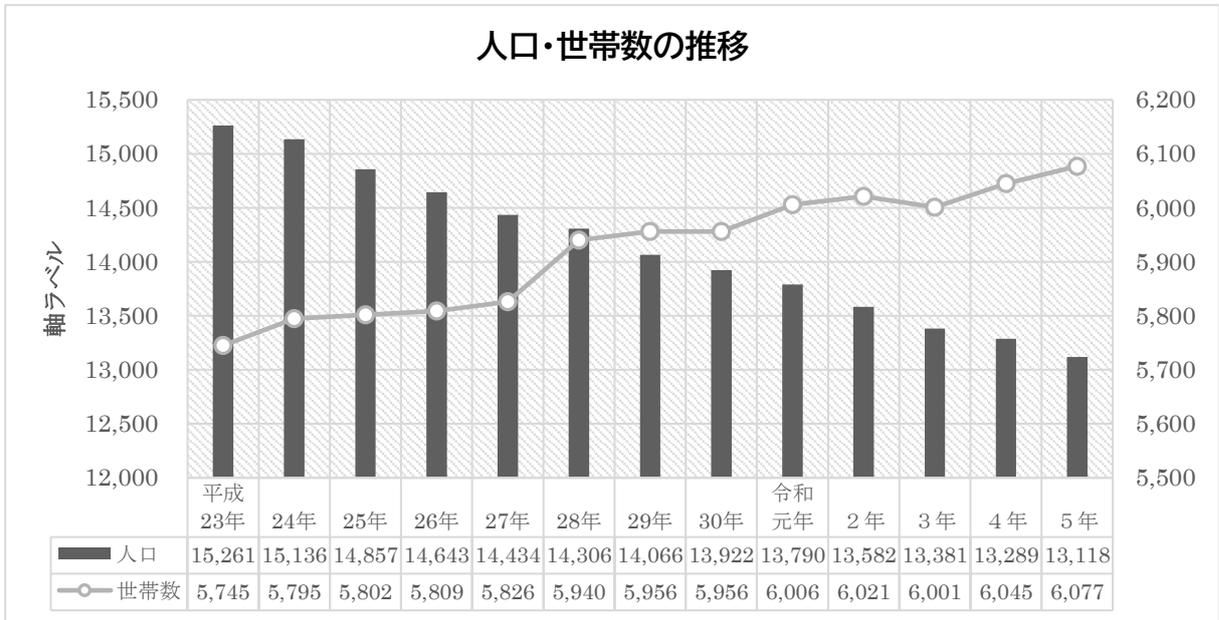
第2章

障がい者等の現状と計画の進捗状況

- 1 町の概要
- 2 障害者手帳所持者等の推移
 - 2-1 身体障がい(児)者
 - 2-2 知的障がい(児)者
 - 2-3 精神障がい(児)者
 - 2-4 発達障がい児及び高次脳機能障がい(児)者
 - 2-5 難病患者等
- 3 前期計画の進捗状況
- 4 前期計画の評価

1 町の概要

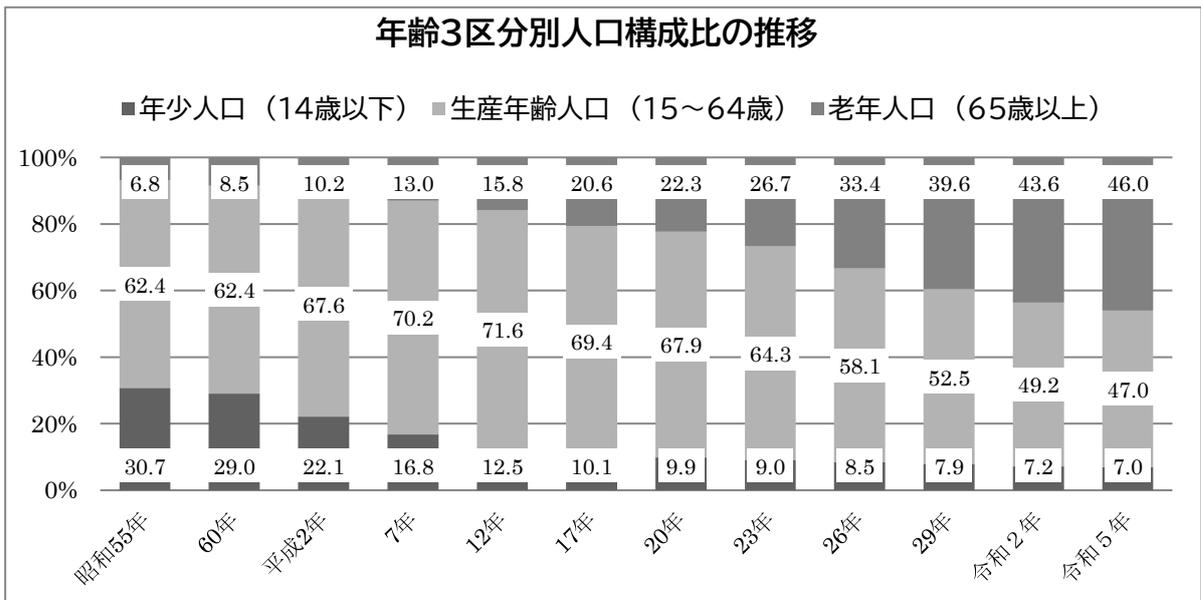
令和5年4月1日現在の町の人口は、13,118 人です。人口は年々減少しており、平成23年4月1日現在の人口と比較すると 2,143 人減少しています。一方で世帯数は、5,745 世帯から 6,077 世帯と 332 世帯増加しています。



注:各年4月1日現在

資料:住民基本台帳(町民健康課)

令和5年1月1日現在の人口を年齢3区分別にみると、老年人口(65 歳以上)比率が 46.0%、生産年齢人口(15 歳～64 歳)比率が 47.0%、年少人口(14 歳以下)比率が 7.0%となっています。



注:年齢不詳は除く・昭和 55 年～平成 17 年は、国勢調査(10 月1日現在)、平成 20 年以降は、鳩山町(住民基本台帳1月1日現在)

2 障害者手帳所持者等の推移

2-1 身体障がい(児)者

身体障害者手帳所持者は令和5年3月 31 日現在、469 人となっています。障がい種別では、肢体不自由者が手帳所持者全体の約5割を占め、次いで内部障がい者が約4割を占めています。等級別にみると、令和5年3月 31 日現在では1級が 169 人、2級が 59 人で、1、2級を合計すると全体の約半数を占めます。

身体障害者手帳所持(児)者の推移[障がいの種別]※()内は 18 歳未満の人数

(単位:人)

年度	総数	障がいの種別				
		視覚	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成 26 年度	525(7)	34(0)	35(2)	4(0)	299(2)	153(3)
平成 27 年度	509(7)	33(0)	35(2)	5(0)	285(2)	151(3)
平成 28 年度	503(8)	33(0)	38(2)	4(0)	278(3)	150(3)
平成 29 年度	491(8)	33(0)	40(1)	5(0)	273(4)	140(3)
平成 30 年度	495(8)	29(0)	39(1)	5(0)	261(4)	161(3)
令和元年度	482(7)	25(0)	39(0)	5(0)	251(4)	162(3)
令和 2 年度	488(7)	24(0)	39(0)	7(0)	244(4)	174(3)
令和 3 年度	469(3)	26(1)	35(0)	6(0)	225(2)	177(3)
令和 4 年度	469(6)	23(0)	34(0)	6(0)	221(3)	185(3)

注:各年度3月 31 日現在

資料:長寿福祉課

身体障害者手帳所持(児)者の障がいの程度※()内は 18 歳未満の人数

単位 上段:人 下段:%

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
人数	169(1)	59(2)	74(2)	130(1)	18(0)	19(0)	469(7)
割合	36	12.6	15.8	27.7	3.8	4.1	100.0

注:令和5年3月 31 日現在

資料:長寿福祉課

2-2 知的障がい(児)者

令和5年3月 31 日現在の療育手帳所持者は 91 人となっています。等級別にみると中度 B は 28 人、次いで重度 A が 24 人、最重度(A)が 22 人となっています。

療育手帳所持(児)者の推移※()内は 18 歳未満の人数

単位:人

年 度	総 数	最重度 [Ⓐ]	重度A	中度B	軽度C
平成 26 年度	81(14)	20(2)	21(5)	25(2)	15(5)
平成 27 年度	84(14)	22(2)	19(5)	26(2)	17(5)
平成 28 年度	86(15)	23(4)	20(2)	27(3)	16(6)
平成 29 年度	86(15)	22(4)	21(2)	27(3)	16(6)
平成 30 年度	89(15)	22(3)	22(3)	26(1)	19(8)
令和 元 年度	91(14)	22(3)	22(3)	26(1)	21(7)
令和 2 年度	90(16)	22(3)	22(4)	27(3)	19(6)
令和 3 年度	92(16)	21(3)	23(5)	30(3)	18(5)
令和 4 年度	91(14)	22(3)	24(5)	28(3)	17(3)

注:各年度3月 31 日現在

資料:長寿福祉課

2-3 精神障がい(児)者

令和5年3月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持(児)者は、120 人となっており、平成 30 年度の時点で療育手帳保持(児)者数を上回っています。

令和5年3月 31 日現在の自立支援医療(精神通院)受給者は、206 人となっています。平成 25 年3月 31 日現在と比較すると、72 人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持(児)者及び自立支援医療(精神通院)受給者の推移

※()内は 18 歳未満の人数

単位:人

年 度	自立支援医療 (精神通院)受給者	精神障害者保健福祉手帳保持者			
		1 級	2 級	3 級	計
平成 26 年度	134	3	47	28	78
平成 27 年度	139	3	52	26	81
平成 28 年度	156	5	56	23	84
平成 29 年度	176	5(0)	58(3)	21(0)	84(3)
平成 30 年度	182	7(0)	68(3)	25(0)	98(3)
令和元年度	198	8(0)	70(3)	32(0)	110(3)
令和 2 年度	216	6(0)	77(2)	34(1)	117(3)
令和 3 年度	198	9(0)	77(0)	32(1)	118(1)
令和 4 年度	206	9(0)	79(1)	32(1)	120(2)

注:各年度3月 31 日現在

資料:埼玉県立精神保健センター、町保健センター、長寿福祉課

令和5年3月 31 日現在の自立支援医療(精神通院)受給者の疾患別の状況をみると、その他の精神障害が 118 人と受給者全体の約6割を占め、次いで、そううつ病圏が 42 人と約2割となっています。

主な疾患別自立支援医療(精神通院)受給者の推移

単位:人

疾 患	自立支援医療(精神通院)受給者		
	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
統合失調症	62	43	33
そううつ病圏	48	39	42
神経症	15	9	7
てんかん	9	4	6
その他の精神障がい	22	103	118
計	156	198	206

注:各年度3月 31 日現在

資料:埼玉県立精神保健センター、町保健センター、長寿福祉課

2-4 発達障がい児及び高次脳機能障がい(児)者

障害者基本法では、発達障害及び高次脳機能障害については精神障害とされています。鳩山町において発達障がい児及び高次脳機能障がい(児)者の人数については、それぞれ国の統計調査等の結果を基に推計として掲載しています。

単位:人

障がい名	対象者数(推計)	備考
発達障がい児(15歳未満)	86	文部科学省:通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について、令和4年の結果に基づき推計
高次脳機能障がい(児)者	(50)	東京都:高次脳機能障害者実態調査の平成20年3月の結果に基づき推計

2-5 難病患者等

令和5年3月 31 日現在の特定難病医療給付受給者数は 124 人となっています。また、小児慢性特定疾病医療受給者数は令和 4 年度の最大受給者数が 15 人となっています。

指定難病医療給付対象者数の推移

単位:人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	109	110	111	106	104	109	120	121	124

注:各年度3月 31 日現在

資料:坂戸保健所

小児慢性特定疾病医療給付対象者数の推移

単位:人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	8	10	14	14	14	14	14	16	15

注:平成 28 年度までは各年度3月 31 日現在、平成 29 年度以降は年度内の最大受給者数

資料:坂戸保健所

主な疾患別にみると、パーキンソン病関連疾患 25 人で全体の約2割を占めています。

主な疾患別特定疾患医療受給者の推移

単位:人

疾 患	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度	令和 4 年度
潰瘍性大腸炎	17	18	12	16
パーキンソン病関連疾患	24	23	21	25
全身性エリテマトーデス	8	5	4	6
強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	7	9	13	12
多発性硬化症	3	4	3	2
クローン病	5	6	5	4
原発性胆汁性肝硬変	4	5	3	2
その他	40	41	48	57
合 計	108	111	109	124

注:各年度3月 31 日現在

資料:坂戸保健所

3 前期計画の進捗状況

前期計画(第6期鳩山町障がい者福祉計画(令和3年度～令和5年度))では、「ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち」という基本理念の下、4つの基本目標を設定し、関連事業に取り組んできました。

関連事業の進捗状況について評価したところ、新型コロナウイルス感染拡大により、事業等が開催できなかった等の影響で計画の目標に達していない事業もあったものの、実施方法を変えての事業実施や休止していた事業を再開することができました。以下、前期計画の重点課題を含めた基本目標の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 交流・ふれあいの促進

障がいのある方もない方も、一人ひとり異なる個性を持つ町民がお互いを理解し、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みが必要となっています。

鳩山町社会福祉協議会(以下、社会福祉協議会)が学生等の夏季休暇を活用して各施設、教育関係機関、ボランティアグループ等の協力の元、点字体験や音声ガイド体験や聴覚障がい者から手話を学ぶ機会を提供することにより、相互理解やボランティア活動の促進に繋がりました。

今後も地域交流の場の設置や提供、介助を必要とするボランティア活動を活性化していくために、住民への福祉に関する情報提供やボランティア活動の支援体制の充実を図り、地域における新たな支え合いとして共に支え合う地域共生社会の実現に向けて取り組みを継続していきます。

基本目標2 健康・生活支援サービスの充実

生涯にわたり健康で暮らし続けられるよう、日頃から町民に対する各種健康づくり事業を実施するとともに、障がいを早期に発見し、迅速に対応できるよう、保健・医療・介護・福祉に加え、就労・教育等が連携した、きめ細やかな支援が求められています。障がい者を介助している家族は、60歳以上が大半を占めており、今後は介助者の高齢化により、より手厚い福祉サービスが必要となると考えられます。

また、入所等から地域生活へ円滑に移行できるよう障がい者等の生活を地域全体で支える包括的支援体制の実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりや、障害福祉サービス等の提供を担う人材育成・確保など、関係機関と連携して地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備が必要です。障がい者等の生活を地域全体で支える包括的支援体制の実現を目指すためには、障がい者が地域で安心して暮らせる拠点づくりや段階的に地域移行できるような仕組みづくりが必要となります。

障害者差別解消法についてのアンケート結果においては、「全く知らない」と回答した方が半数以上でした。このことから、まずは、制度に関する周知や理解を深める必要があり、町では職員を対象とする研修を実施しました。引き続き職員への研修を実施すると共に、事業者等への理解促進を図る必要があります。

障がい者を対象とした成年後見制度の認知度については、「名前は知っているが内容は知らない」、「名前も内容も知らない」が半数以上を占めており、制度の周知が課題であると言えます。反

面、成年後見制度について知っている方の4割が成年後見制度を将来利用したいと回答しており、制度への関心の高さも伺えます。日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」や成年後見制度の周知を促進するとともに、安心して安全に生活が送れるよう、成年後見制度利用支援事業の促進を強化する必要があります。

第6期計画では、相談支援体制の強化として総合相談支援窓口と入間西障害者相談支援センターによる各支援者間の連携の充実を図ることを目標とし、重層的支援体制整備事業による事業所等との定期的なケース共有・協議の場を設けることができました。また、積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行うことで、今まで自ら相談に足を運ぶことができなかった方に対して、福祉サービスの情報提供や、施設見学等の同行支援を実施し、ひきこもりがちな方に対しても福祉サービスにつなぐ支援を行いました。制度の狭間で支援の届きにくい方に対しては、どのような関わり方ができるのか模索していくことが引き続き必要となります。

また、保健センターが実施している乳児検診や乳幼児健康相談を通じて、発達の気になる子どもに対する相談先の情報提供や障がい児に対する福祉サービスの情報提供を行ない、早期支援を図ることができました。

福祉に関する相談や支援には情報が必要不可欠です。住民を対象とした調査では、福祉に関する情報を得る方法として、広報・ホームページやガイドブックから情報を得ると回答した方が78.1%でした。この結果から、広報・ホームページやガイドブックを活用し、福祉に関する情報発信を充実させることで、より多くの方に情報を届け、支援の必要な方が支援を必要とする時に円滑に対応できる体制づくりを整える必要があります。

基本目標3 可能性の拡大と社会参加の促進

多様性を知るには、障がいのある子ども・ない子どもが共に育ち、共に学び、共に遊ぶ中で、お互いを理解し、子どもたち一人ひとりの能力、可能性を伸ばすことのできる環境が重要です。第6期計画では、教育委員会や社会福祉協議会等と連携して福祉に関する学習や障がい者等との交流等の機会・ボランティア体験をとおり、相互理解と尊重意識の醸成を図りました。町保健師が医療機関等の専門職員と連携して幼稚園や保育園を訪問し、発達が気になる子どもへの支援や発達障がい児への早期支援を行いました。今後も継続して取り組めるよう、支援体制の充実に努めていきます。

アンケート調査では、「障害について理解が深められるよう健常者への情報提供を充実する」、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」が上位でした。半面、「障がい者へのボランティア活動を活発にする」は、前回調査よりポイントを下げています。このことからまずは、障がい者への理解促進が求められていると考えられます。今後は、発達障害や高次脳機能障害など身近でありながらも理解が不足していると思われる障がいに対しても、より一層の理解普及を図るとともに、当事者やその家族が気軽に相談できる専門的な人材を確保し、継続的な支援が受けられる支援体制の充実が必要です。

一人ひとりの能力が発揮され、希望する仕事に取り組めるよう、入間西障害者就労支援センターを中心に、障がいに対する理解を深め、障がい者の働く場を確保する必要があります。障がい者の就労支援については入間西障害者就労支援センターをはじめ、近隣の就労支援事業所と連携し、障がい者が安心して就労できる体制を整備することに努め、就労後は安定して就労ができる

支援をおこなっております。しかし、障がい者雇用における企業とのマッチングの課題や、新たな雇用先を開拓するまでには至っておらず、地域の障がい者雇用のための体制を充実させる必要があります。また、障害者優先調達法に基づき、就労継続支援事業所等から物品等を購入することで工賃確保に貢献していますが、新たな物品等の購入も視野に入れながら、障がい者の福祉的就労の安定を図る支援を引き続き実施し、障がいがあっても地域で安心して生活が送れる環境整備等に取り組んでいきます。

基本目標4 暮らしやすいまちづくりの推進

町の高齢化が著しく進む中、障がい者及び介助者も高齢となり、単独での移動・外出が困難な状況が課題となっております。第6期計画では、デマンドタクシーの坂戸市入西及び北坂戸地区への乗り入れと、土日運行が開始されました。予約の利便性を図るためインターネット予約が可能となりました。入西地区への乗り入れが開始されたことで行動範囲が広がり、住民の生活の充実を図ることができております。また介助が必要となる障がいをお持ちの方に対しては、社会福祉協議会の福祉有償運送サービスや生活サポート事業の利用を促しました。

災害時に単独で避難できない方に対する住民同士の支援制度である、「避難行動要支援者支援制度」に関する認知度は、「名前も内容も知らない」が7割強であり、住民が互いに見守り合う意識づくりが課題となります。避難行動要支援者支援制度の推進を強化し、障がい者等(避難行動要支援者)並びに、避難所での支援体制についても整備を図る必要があります。日常的には、防災情報メールの配信や避難行動要支援者制度への登録の促し、避難訓練の実施等をとおして災害時に備えております。しかし、「災害時の避難場所を知らない」当事者の割合が約20%いることや、「一人で避難できない」、「避難できるか分からない」という方も約41%おり、災害発生時の避難等の支援体制に関して現状では不十分な面もあり、近年の災害発生状況を鑑み、計画の中で災害時の対応の検討と強化と町民に対し制度の周知に取り組む必要があります。